

平成22年度 第2回返還促進策等検証委員会 議事要旨

1. 日時 平成23年2月17日(木) 15:00~17:00

2. 場所 グランドヒル市ヶ谷 3階 真珠

3. 議事

(1) プライスウォーターハウスコーパス株式会社による回収状況分析及び検証等結果報告

(2) 平成22年度返還促進策等検証委員会報告書の方向性について

(3) 自由討議

(4) 次回日程について

4. 出席者

(◎委員)50 音順

伊藤委員、齊藤委員、佐原委員、島委員(委員長)、宗野委員、渡辺委員

(○日本学生支援機構(以下、「機構」))

月岡理事、石矢奨学事業本部長、吉田債権管理部長、恵濃奨学金事業部次長

(△文部科学省)

松尾学生・留学生課長

(□:分析業務受託業者(プライスウォーターハウスコーパス株式会社)(以下、「PWC」))

5. 議事概要

(配布資料に基づき機構及びPWCより説明)

◎委員:個人信用情報機関登録に係る同意書については、当初、専用の用紙に記入のうえ提出させていたため、学生に対するインパクトがあった。しかし、現在は、採用される際に提出する返還誓約書の中に個人信用情報機関登録に係る同意が記載されており、この返還誓約書に署名・押印することにより、同時に同意の手続きが完了してしまう。将来延滞した場合に登録されることを認めている、という確認はこれで取れてはいるが、学生に対するインパクトが弱いため、延滞抑制の効果が、今後、どう変わっていくか心配な面もある。

○機構:個人信用情報機関に登録するというのは極力抑制すべきだと考えているため、事前の告知等は徹底すべきだと考えている。したがって、延滞した場合の個人信用情報機関への登録については、在学中から返還意識の涵養の一環として、学生向けの返還説明用のビデオの中で説明するなど積極的に周知しているが、一層の徹底が必要と考えてい

る。

○機構：個人信用情報機関登録に同意している延滞者に対しては、振替不能の度に、「あなたは延滞していますから早く返還してください」という返還督促の通知に加え、延滞3月以上になると個人信用情報機関に登録される旨を記載した専用の通知も送付している。その内容についても、振替不能2回、3回になれば、より注意喚起を促す内容となるよう工夫している。

◎委員：長期延滞者への督促の方法については、期日の到来した請求額を一括して支払うよう請求書を送付しているだけなのか、または、例えば、それと共に分割返還等の返還相談について応じる内容と併せて請求しているのか。

○機構：最初から分割返還等に応じるという内容の通知は行っていない。

◎委員：長期延滞者の場合は、短期の延滞者とは異なり請求額が相当高額になっているため、それを一括で返還するよう請求しても、結局、一括で返還できず、延滞が長期化するのには当然と考える。短期延滞の場合、比較的少ない額の督促を繰り返し早期の回収につながっているが、長期延滞となっている者には、例えば分割返還のリスケジュールが可能であれば提案すべきであり、または機構の手続き上それができないのであれば、速やかに法的措置をとり、和解し、分割返還をしてもらうようにするなど、方法を考えなければならぬと思う。また、機構の債権は、もともと返還期間が長期の債権が多い。単純に延滞8年といっても、まだ返還期限が来ていない割賦が7年分あるような場合もあるので、そのような状況を踏まえた上で償却を考えないと、きちんと返還している返還者の中でモラルハザードが起きてしまい困るのではないかと、という印象がある。

○機構：長期延滞者には、一括で返還してもらうよう請求しているが、やむを得ず返還できない事情がある者については、一定の額を定めての分割返還や、返還猶予制度を活用した回収も行っている。分割返還等について機構から全く提示していないということではなく、そのような申出についても対応できる取組みは行っている。

○機構：延滞8年くらいまでの者については、一定期間一度も入金できなかった者を中心に、サービサーに回収を委託している。大体、3割から4割くらいの者からは1年間という期間の中で何らかの入金がある。入金のない者については、一定条件で対象を抽出してサービサーへ委託し、しばらくたった後にまた一定条件で対象を抽出して委託する。サービサーは柔軟な対応をしながら回収を進めることができるので、このように、入金がない者について、繰り返しサービサーを使って回収を進める方向が良いのではないかと考えている。

◎委員：機関保証選択者の方が人的保証選択者よりも、回収プロセスの早期化による改善効果

が高いのは、人的保証と機関保証で初期の督促方法が異なるためか。

○機構：機関保証と人的保証の督促行為は同様だが、機関保証選択者の請求先は本人だけだが、人的保証選択者の請求先は本人の他、連帯保証人・保証人があり、それだけ手厚く請求できており、それが回収率に影響しているものと考えられる。

◎委員：そうすると、人的保証選択者は、本人以外にも請求をしており、そのプレッシャーもあり、もともと回収率が良いため、回収プロセスの早期化による改善効果は高くはないが、機関保証選択者は、回収プロセスの早期化によりプレッシャーの度合いが高くなり改善効果が高くでている、という見方で良いのか。

○機構：改善効果としては、人的保証選択者と比較すると機関保証選択者の方が効果が表れていると思う。

◎委員：機関保証選択者と人的保証選択者では、機関保証選択者の方が延滞率が高いという認識を持っている。これは、人的保証選択者の方が、連帯保証人・保証人に連絡が行くという形で、機関保証選択者よりもより高いプレッシャーがあるためだと思う。その前提で考えると、機関保証制度を利用する者は増えてきており、延滞率の高い機関保証の比率が増えるというのは、非常に大きな問題である。PWC からは、機関保証に関してはどのような提言をいただいたか。

□PWC：例えば、人的保証では本人・連帯保証人・保証人の3方向にコンタクトを取り得ると比較して、機関保証では一つしかない連絡先により高くコンタクトを取らなければならないが、それは機関保証に限ることではなく、人的保証でもより密接なコンタクトを取れる状態にしていくということは共通であるため、そこは敢えて分けて提言を行っていない。

△文科省：中期計画の目標の中で、回収率82%と平成19年度末3ヶ月以上延滞額の半減があるが、延滞額の半減は難しいという分析については、様々な施策を実行すれば目標を達成できる余地はあるのか、それともやはり目標達成は難しいと理解して良いのか。

□PWC：すべての施策や実務上のデータを見てはいないので、推測の部分はあるが、様々なとるべき措置を十分とられているということは理解している。メリハリをつけるという考え方は、公平性の観点とは相反するものに感じられるかもしれないが、個々のデータに着目し、工夫してメリハリをつけることによって公平性を保ちつつ取組みを進めていけば、両立し得ると思っており、そういった方向に動いてきていると認識している。PDCAの学習効果は、何回も回していく中で、より高度化し、効果も上がっていくものと考えている。

◎委員：債権償却については、非常に重要な問題であると認識している。当然のことながら、貸したものは返してもらわなければならないが、更には、返している人との公平性も重要であ

る。一方、コストばかりかかってベネフィットがなければ、これは全体的、より社会的な大きな観点からは、無駄遣いをしているということになりかねない。

◎委員：先ほどの意見の補足だが、長期延滞者に対して、初めから機構側が分割返還を提案しろというのではない。全額一括の払込票で請求されると、全額でない入金できないと誤解する者もないとは言えない。例えば分割返還等の対象となる返還者には、通知文をいれて告知し、対象とならない者には、全額支払いが困難な場合には払込票に現在入金可能な金額を記入して、少しでも入金するよう記載する等の柔軟な請求をする工夫をされたらどうかと思う。

○機構：現在、分割返還の相談があった場合は、相談に応じている。1年以内に延滞が解消する金額か、または割賦金の2倍の金額を支払うことができれば、分割返還の相談に応じるというものである。また、支払方法に硬直的な部分もあるため、将来的には柔軟な対応が出来るよう現在検討を進めているところである。

◎委員：繰上返還額の問題は、大きな問題だと認識している。繰上分を算入したことにより従来の目標値に近づいたという考え方はナンセンスとしても、繰上返還額を、当初の返還予定時期に分解して各年度の回収額に計上したうえで回収率を新たに算出することは、機構の回収状況を把握する観点からは、非常に合理的なものではないかと考えている。

◎委員：同じく、その算出方法が良いと思う。今までの算出方法で82%をクリアできなくても、新たな算出方法でクリアできれば良いのではないかと、というほど非常に重要な指標だと思っている。また、PWCの説明を聞いて、全体的に、現時点では機構はよくやっており、施策の成果が出ていると感じた。現時点では順調とまでは言えないかもしれないが、提言に基づいた施策がそれなりの効果を出しているという印象を持った。

◎委員：全体的には施策の成果が出て改善されていると思う。返す意思のある者には返せる額を返してもらうというのを大事にすることは一種の教育であり、人間として必要なことだと思うし、これを重視した回収方策が重要ではないか。減額返還制度の運用についてもぜひ進めて行き、返せる額を返してもらう、約束を守ってもらうということをしてもらえば良いと思う。

◎委員：様々な施策の成果が上がっていること、言いかえれば返せる人にはきちんと返してもらうようシステムが強化されていることを考えると、確実に一定数存在する返したいが返せない人については、減額返還制度や返還猶予制度等により総合的に取り組んでいくという方向性を、報告書で明記していく必要があるのかと思う。

○機構：機関保証選択者が急速に増加している。新規採用者では平成21年度段階では加入率

40%弱だったものが、今年度ではもう 50%弱まで増えている。新規に返還を始める者の割合で見ても、昨年度は 1 対 3 くらいであったのが、今年度は 1 対 2 くらいになってきている。ゆくゆくは逆転するのではないかと思う。一方、機関保証選択者の方の返還状況はあまり芳しくないという実情がある。機関保証選択者へのアプローチの手段として、2 年ほど前から本人以外の連絡先を取ることにしたが、やはり連絡がつかなくなり、追えなくなるという状況も生じている。他の連絡先を取ることも含め、機関保証選択者への対策というものについても、ご議論いただきたい。

◎委員：現在提出させている住民票を、本籍地記載の住民票としても良いのではないかと思う。本籍地の記載があれば、例えば住民票を移して長期間経過し、職権消除になった場合でも、戸籍の附票を取り寄せることで、現住所の調査が可能な場合がある。この場合、弁護士等へ委任するなど、多少費用がかかることとなるが、漫然と住民票上の住所だけの調査や親族へ連絡するよりも、調査の範囲が広がると思う。

○機構：現在、機関保証選択者には、本人と本人以外 1 人の連絡先の計 2 カ所を書かせているが、本人以外の連絡先を更に 1 人増やそうと考えている。学校の方からは、元々親類縁者が少ないから機関保証制度に加入しているにもかかわらず、連絡先を更にもう一つ立てるとなると、奨学金を受けられなくなってしまうのではないかという意見もある。

◎委員：今の話は、学生の声として聞こえてくる。機関保証制度は元々、家庭に難しい事情がある人に手を差し伸べる仕組みであると思うが、住所調査のために親戚等の住所が必要となると、人的保証に戻ってしまう印象がある。機関保証選択者の中には、採用時に返還誓約書を提出する際に、本人以外の連絡先として情報を出せる身内がない、または出しにくいという実態がある。

◎委員：機関保証制度の問題が新たな問題として生じているということ認識し、またこれについて第3回委員会でも議論を深めていきたい。

△文科省：今後も機構と連携をとりながら、奨学金制度全体がうまく進むようにしていきたいと考えているので、引き続きご支援を賜りたい。